



長野県告示第255号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成22年 4月30日

長野県知事 村井 仁

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
友愛薬局	北佐久郡軽井沢町長倉2416-2	平成22年4月1日
くるみ薬局	松本市高宮北10-1	平成22年4月1日

健康長寿課
障害者支援課

長野県告示第256号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の名称及び所在地が次のとおり変更になりました。

平成22年 4月30日

長野県知事 村井 仁

育成医療及び更生医療

変更前医療機関の名称及び所在地	変更後医療機関の名称及び所在地	変更年月日
波田総合病院	松本市立波田総合病院	平成22年3月31日
東筑摩郡波田町4417-180	松本市波田4417-180	

健康長寿課
障害者支援課

長野県告示第257号

長野県希少野生動物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第8条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動物及び特別指定希少野生動物の指定をします。

平成22年 4月30日

長野県知事 村井 仁

1 指定希少野生動物（1種）
種の指定

種 の 名 称	指 定 の 理 由
フサヒゲルリカミキリ	ユウスゲが生育する草原の極めて限られた地域だけに生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、植生の遷移、採集圧及びシカによる食草の被食圧により、その個体数及び生息地が特に著しく減少しており、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。

2 特別指定希少野生動物（1種）

種の指定

種 の 名 称	指 定 の 理 由
フサヒゲルリカミキリ	ユウスゲが生育する草原の極めて限られた地域だけに生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、植生の遷移、採集圧及びシカによる食草の被食圧により、その個体数及び生息地が特に著しく減少しており、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。

自然保護課

長野県告示第258号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年 4月30日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市赤穂14の395、14の396、14の401から14の417まで、14の421・14の447・14の448（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、14の449から14の454まで、14の455（次の図に示す部分に限る。）14の457、14の458、14の500、14の501、14の503から14の506、14の1190、14の1191、14の1850、16655

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第259号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年 4月30日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡天龍村平岡1892の3、1894、1932の15、1932の16
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第260号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年 4月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡天龍村平岡1367の1、1367の2、1467
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
平岡1367の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第261号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年 4月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所

- 下伊那郡天龍村神原2693から2698まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第262号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成22年 4月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点調査）
- 2 作業期間
平成22年 5月10日から平成23年 2月25日まで
- 3 作業地域
長野市、下高井郡山ノ内町、下水内郡栄村

建設政策課

選告示第20号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示4号）の一部を次のように改正します。

平成22年 4月30日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

第170条の5第2項中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加える。

別表第1の不在者投票のできる病院中

「波田総合病院 東筑摩郡波田町4417-180」を
「松本市立波田総合病院 松本市波田4417番地180」に改め、同表の不在者投票のできる老人ホーム中

「特別養護老人ホーム ちくまの 東筑摩郡波田町6914
養護老人ホーム 温心寮 東筑摩郡波田町6857番地
特別養護老人ホーム サンライフおみ 東筑摩郡麻績村麻2117-1
特別養護老人ホーム ピアやまがた 東筑摩郡山形村4699-1」

を

「特別養護老人ホーム サンライフおみ 東筑摩郡麻績村麻2117-1
 特別養護老人ホーム ピアやまがた 東筑摩郡山形村4699-1
 特別養護老人ホーム ちくまの 松本市波田6914番地
 養護老人ホーム温心寮 松本市波田6857番地 」

に改め、同表の不在者投票のできる介護老人保健施設中「東筑摩郡波田町9802番地1」を「松本市波田9802番地1」に改める。

様式第91号の3中「第 回(年 月執行)」を「第 回(年 月 日執行)」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同備考の5を同備考の4とする。

様式第122号の3の備考の2、様式第122号の6及び同様式の備考の2並びに様式第122号の9中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

様式第122号の12の(その1)中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式の(その2)中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式の(その2)の備考の1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同備考の2及び3中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

様式第122号の15の(その1)の備考の1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式の(その1)の別紙の(2)並びに同様式の(その1)の別紙の(2)の備考の3及び4中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年4月30日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年4月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人マイトリー虹
- 3 代表者の氏名
小林 正 信
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市穂高有明7607番地3 意識教育研究所内
- 5 定款に記載された目的

この法人は、心の病や人生の困難のために社会から「ひきこもる青年たち」に対して、医療と教育の両面からその心に働きかけ就労などの社会的生産活動へと導くために、単に医療支援や教育的訓練を行うだけでなく、産業と福祉との連携のなかで支援環境を創り出し、青年および関わる人々が生涯に亘って自己を学び、如何に人のために自分を役立たせるかと言う福祉的活動の支援に関する活動を行い、もって人々の生涯学習に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年4月30日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐久穂町ショッピングパーククラーチ
南佐久郡佐久穂町大字高野町字久保川716-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社吉本
南佐久郡佐久穂町大字平林121